

一般事業行動計画

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備や、仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備を目的として策定したものです。

行動計画

計画期間平成30年4月1日～平成33年3月31日

- 目標： 1. 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭の両立を支援するための雇用環境整備
2. 妊娠中の女性社員の母性健康管理や産前産後の休業、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除等制度の周知や情報提供を行う。
3. 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施
4. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標達成のための対策

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

- (1) 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
- (2) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
- (3) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
- (4) 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
- (5) 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施
- (6) 所定外労働時間の削減のための措置の実施